

# 公立大学法人横浜市立大学の課外活動に関する規程

制 定 平成 26 年 4 月 1 日 規程  
最近改正 平成 31 年 4 月 1 日 規程第 64 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、横浜市立大学（以下「大学」という。）における授業等の正課以外の学生の自主的な課外活動に関して必要な事項を定めるものとする。

## (課外活動の意義)

第2条 大学における課外活動とは、学生の自主的な活動として、学生自らの判断と責任に基づいて運営されるものであり、課外活動を通じて目的を一にする仲間と協調し切磋琢磨することで人間的成长を獲得するとともに、現代社会が求めるコミュニケーション能力や課題解決力、リーダーシップなどの社会人としての基礎的能力を培う活動である。

## (公認課外活動団体の定義)

第3条 学長が公認する課外活動の団体（以下「公認団体」）は、学生自治団体、部活動団体、公認サークル団体とする。

2 公認団体は、その名称に「横浜市立大学」を冠することができる。

3 金沢八景キャンパスの学生自治団体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中央委員会
- (2) 運動部連合会
- (3) 文化部連合会
- (4) 浜大祭実行委員会
- (5) 学生生協委員会

4 金沢八景キャンパスの部活動団体は、運動部連合会及び文化部連合会に所属する団体をいう。

5 福浦キャンパスの学生自治団体は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医学部碧水会
- (2) 医学部運動部連合会
- (3) 医学部文化部連合会
- (4) 医学祭実行委員会
- (5) 医学部新聞会
- (6) 医学科学生会
- (7) 看護学科学生会

6 福浦キャンパスの部活動団体は、医学部運動部連合会及び医学部文化部連合会に所属する団体をいう。

7 公認サークル団体とは、構成員として本学の学生が 5 名以上所属し、学生団体設立届、課外活動団体規約及び構成員名簿を大学に提出し、所定の手続きを経て学長が公認したサークル団体をいう。

## (公認サークル団体及び部活動団体の設立)

第4条 学長は、学生生活保健協議会の議に基づき、公認サークル団体の設立を承認することができる。

- 2 公認サークル団体の設立申請手続き及び承認方法については、別に定める。
- 3 公認サークル団体から部活動団体への昇格の要件については、所属する学生自治団体が別に定める。

(顧問教職員の配置)

第5条 部活動団体のうち、運動部連合会、医学部運動部連合会又は医学部文化部連合会に所属する部活動団体は顧問として教職員を配置しなければならない。

- 2 文化部連合会に所属する部活動団体及び公認サークル団体その他の学生自治団体においては、顧問教職員が配置されることが望ましい。
- 3 顧問を配置した公認団体は、活動の計画及び予定並びに団体の活動状況及び課題等を顧問に報告・相談し、顧問との情報共有を密にするとともに、必要に応じて助言を受けるものとする。
- 4 顧問は、学生の自主的な課外活動の支援者として必要に応じて適切な助言・指導を行なう。

(公認団体の責務)

第6条 公認団体は、活動を通じて横浜市立大学を代表していることを自覚し、法令や社会規範、学内の規則等を遵守し、秩序ある活動を心がけるとともに、学生自治のもと学生自らの責任と判断による団体運営を行わなければならない。

- 2 公認団体は、大学が所有する学内の施設・設備・備品等を使用する際は、定められた規則に則って使用し、自らが利用する施設等の維持・管理に努めなければならない。
- 3 学長は、前項に違反した団体には、施設・備品等の貸出しを認めないことができる。
- 4 公認団体は、常に大学が発行する団体登録証を携行し、活動を行うとき又は窓口で申請を行うとき等、大学の求めに応じて提示しなければならない。
- 5 公認団体が学内外で活動を行うときは、必ず所定の手続きにより学長に届け出なければならない。

(施設の利用)

第7条 部活動団体は、学内の体育施設等を公認サークル団体に優先して使用することができる。

- 2 部活動団体は、サークル棟に部室の貸与を受けることができる。
- 3 公認団体は、申請により学内の教室や体育施設等を使用することができる。

(補助金等の交付)

第8条 学生自治団体及び部活動団体は、大学及び横浜市立大学後援会又は医学部後援会（以下「後援会」という。）に補助金の申請をすることができる。

- 2 補助金の支給を受けた公認団体は、大学又は後援会にその使途について所定の期間内に会計報告を行わなければならない。
- 3 学生自治団体は、大学が求めた場合は、大学に対し会計報告を行わなければなら

ない。

(掲示物)

第9条 公認団体は、申請により学長に許可を受けたものに限り、学内の所定の掲示板にポスター等の掲示をすることができる。

(物品の借用)

第10条 公認団体は、申請により活動に必要な物品を大学から借用することができる。

(公認団体の継続)

第11条 公認団体が年度を越えて活動するときは、所定の期間内に継続の手続きをしなければならない。

- 2 前項の手続をしなかった公認団体は、公認団体の地位を失う。
- 3 継続の手続きは、金沢八景キャンパス所属団体は学生支援課へ、福浦キャンパス所属団体は医学教育推進課へ継続届、構成員全員の名簿、団体規約その他大学が指定した書類を提出しなければならない。

(活動の停止又は公認の取消し)

第12条 次に掲げる各号に該当する行為が、公認団体の課外活動と密接にかかわる状況で行われた場合は、学長は、当該学生・団体にその責任を問い合わせ、学生生活保健協議会の議に基づき公認団体の活動の停止を命じ、又は公認を取り消すことができる。

- (1) 横浜市立大学学則及び学内規則等に違反する行為が行われた場合
- (2) 活動中に故意又は過失による重大な事故を発生させた場合
- (3) その他、大学の名誉を傷つけ、又は大学内の秩序を乱す行為等があった場合

(活動の再開)

第13条 前条により活動の停止を命じられた公認団体が、活動を再開しようとするときは、学生生活保健協議会の議により学長が再開の可否を決定する。

(損害賠償)

第14条 公認団体又はすべての課外活動を行う学生若しくは団体（以下「課外活動を行う者」という。）が、故意又は過失により大学の施設・設備等を破損・汚損等し、その損害に対し学長が損害賠償を請求した場合は、当該課外活動を行う者は、その損害賠償の求めに応じなければならない。

(危機管理)

第15条 課外活動を行う者は、活動中の事故、災害、怪我、盗難及びハラスメントの防止に努めなければならない。

- 2 前号に掲げる事態が発生した場合は速やかに適切な対応をとるとともに、緊急の場合は大学が定める緊急連絡体制に従い速やかに顧問教職員及び大学へ報告しなければならない。

(保険への加入)

第16条 課外活動を行う者は、課外で自主活動において負った怪我等に一定の条件で補償される保険（例：学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」））等に加入することが望ましい。

- 2 課外活動を行う者が催し物を主催する際、参加者等が怪我などを負う可能性のある場合は、イベント保険に加入することが望ましい。

附 則

この規程は、平成26 年4月1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27 年4月1 日から施行する。

附 則（平成29年規程第14号）

この規程は、平成29 年4月1 日から施行する。

附 則（平成31年規程第64号）

この規程は、平成31年4月1 日から施行する。